



常 会 報 (1 2 月)



令和 4 年 1 2 月 2 6 日

1. 老松神社初詣及び正月祭典（元旦祭）について

令和 5 年の初詣接待、正月祭典を下記のとおり執り行います。

○初詣 31日午後11時半頃より初詣参拝をお待ちしております。

（おみくじを用意しております。歳の初めの運だめしにいかがでしょうか。）

○祭典 正月祭典 1日（日）午前1時から神社本殿で執り行います。

祭典準備 30日（金）午前9時から行います。

3区2班（座元班）、3区1班（幟旗揚げ降し）の皆様には年末の多忙な折に大変お世話をお掛けします。よろしく願いいたします。

2. 年末の火災予防について

12月28日(木)～31日(土)まで「年末火災予防特別警戒」期間です。※サイレンは鳴りません。今一度、「火元」「暖房器具」「消火器」の確認を行いましょう。

3. 老松神社の鈴緒（拝殿の鈴に掛ける布）の奉納及び古いお守り、神宮大麻について

○鈴緒を奉納される方は、12月30日(金)、午前10時までに区事務所にお持ちください。

○古い御神札（神宮大麻）やお守りを31日まで拝殿前の箱で回収しています。

※節句、結納等の飾り物はご遠慮ください。

4. とすっこ体操について

開催日 毎週火曜日 午前10時より 1月は10日より

5. 老松神社への不法投棄について

境内へ自宅からのゴミを投棄されて大変困っております。よしず・すだれ等は小さくカットして鳥栖市指定のゴミ袋に入れて排出して下さい。布団や老人カートは、鳥栖市の粗大ゴミシールを貼り（510円）指定日に排出して下さい。

詳細は(有)鳥栖環境開発総合センター（83-4364）へ

6. 年末年始の可燃ごみの回収について

年末は、12月29日(木)までとなっております。年始は、1月5日(木)からとなりますので、ご注意下さい。

7. 年末、年始の区事務所について

12月29日～1月6日まで休みます。区への御用の方は下記へご連絡をお願いします。

区 長 近藤 正信 84-3832 又は、公民館 83-5808 にかけると区長携帯へ転送されます
代 理 徳渕 音文 83-6002、江崎 嗣宜 83-5801

※ 区民の皆様には1年間ご協力ありがとうございました。新年が皆様に良い年でありますよう心よりご祈念申し上げます。